日本の神楽

全国神楽継承・振興協議会　会報（令和７年３月発行）

KAGURA

No.5

熊本 球磨神楽（人吉市）

KUMAMOTO

大分 御嶽神楽（豊後大野市）

OITA

狭野神楽

祓川神楽

宮崎 高原の神舞（高原町）

MIYAZAKI

目次

寄稿「無形文化遺産になる」とはどのようなことか…2
正会員の神楽紹介 ……4
特集　島根県松江市 佐陀神能の取組み ……6
会員の皆さまへ ……7
事務局だより ……7
令和６年度 全国神楽継承･振興協議会活動報告……8

「無形文化遺産になる」とはどのようなことか

俵木　悟（成城大学文芸学部教授）

無形文化遺産保護条約（正式名称は The Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage：無形文化遺産の保護に関する条約）は、2003年10月のユネスコ（国連教育科学文化機関）総会で採択された国際条約です。2006年4月には、締約国が30カ国を超えて発効し、2008年から実際に「無形文化遺産」とされる各国の遺産の審査が行われるようになりました。現在（2025年1月時点）までに、後述する3つの一覧表に記載された遺産は総計で788件に上ります。

しかし実際に「無形文化遺産になる」とはどのようなことなのか、日本ではあまり知られていないように思います。例えば過去には、無形文化遺産のリストに記載されたことをもってユネスコの「世界遺産」や「文化遺産」になったかのように報道されることがありましたが、これは正しいとは言えません。一般に「世界遺産」とされるものを規定しているのは「世界遺産条約」（The World Heritage Convention）という条約で、「文化遺産」もその種別の1つです。これは無形文化遺産保護条約とは別の条約で、選ばれる基準や条件も大きく異なります。

また無形文化遺産保護条約に基づく「無形文化遺産」にも、①緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）、②人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）、③無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動（グッド・プラクティス）と呼ばれる3つの一覧表があり、それぞれ記載される条件や目的が異なります。

このうち最も件数が多いのが②の代表一覧表です。日本から選ばれた無形文化遺産も、これまでは全てこの代表一覧表に記載されたものです。というのも、日本政府は2008年に発表した「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について」の中で、我が国からは当面のあいだ代表一覧表への提案のみを行うという方針を示していたからです。現在、全国神楽継承・振興協議会の皆さんが目指しているのも、この代表一覧表への記載ということになるでしょう。余談ですが、2022年に文化審議会無形文化遺産部会は新しい「ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について」方針を発表していますが、その中では、今後は緊急保護一覧表やグッド・プラクティスへの提案も視野に入れていくことを示しています。

ところでこの「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」とは、いったいどのような一覧表なのでしょうか。そこで言われる「代表」とはどのような意味なのでしょうか。このことは、無形文化遺産保護条約の理念や目的と大きく関係しています。

いわゆる世界遺産は、世界的な視野で「顕著で普遍的な価値」を持つ遺産を選定し、それらが失われることのないよう国際的な協力のもと保存していこうという制度です。現在はやや方向を修正しつつあるものの、基本的には厳選主義で、専門的な知見によってその価値が証明される必要があります。逆に言えば、これに選ばれるということは、類まれな価値の高さが国際的にも認められたということになるでしょう。

一方の無形文化遺産は、これとは大きく異なる理念をもった条約です。その根本にあるのは世界の文化の多様性の尊重という考え方です。世界中には地理的、環境的、民族的などさまざまな要因によって生み出された極めて多様な文化が存在しています。とりわけ無形の文化は、形を残すことなく人から人へ伝えられていくもので、その過程で改変や混交が起こることを避けることができません。むしろこのような改変や混交こそ、多様な文化を生み出してきた要因なのです。無形文化遺産は「生きている」遺産であるとしばしば言われますが、単純に伝統的な姿をそのまま保存するのではなく、そのような変化も含めた現在進行形の生きている状態（＝プロセス）を尊重し、必要であれば支援することが、この条約における「保護」の意味なのです。

それと同時に無形文化遺産は、特定の人たちにとっては先人から受け継がれた他に替えることのできないもので、その人びとや地域のアイデンティティの拠り所となるものです。このような文化は、世界遺産のように「普遍的な価値」という基準で語ることのできないものです。普遍的とは「誰にとっても」という意味と考えられますが、無形文化遺産は、むしろある特定の人びと（コミュニティ）にとってとくに重要な意味のある文化的な遺産なのです。ただし忘れてはならないのは、他の人びとにはまたその人たちにとっての重要な文化的な遺産があるわけで、私たちにとって大切なものを認めてもらうのと同じように、他の人びとにとって大切なものも認めようというのが文化の多様性の尊重という考え方です。実際、無形文化遺産の選定のプロセスでは、優劣やオリジナリティといった価値の評価を行わないことになっています。

このことは、日本の神楽を例にとってみてもよく理解できるでしょう。神楽は数ある日本の芸能の中でも歴史が深く、それだけに全国各地で多様な展開をしています。一方には、中世以来の神も仏も含めた諸々の超自然的な存在を招いて祈願や供養を行う、複雑な祭儀の性格を色濃く伝えるものもあり、その一方では、近現代に至っても演技や演出に趣向を凝らし、新しい技術を導入することで時代の要請に応え、一般の人びとの娯楽として人気を得ているものもあります。地域的な特色も顕著で、東北の獅子神楽に用いられる獅子頭そのものを「かぐらさん」と呼ぶことは、獅子があまり出てこない中国地方の神楽に馴染んだ人には理解し難いかもしれないし、関東で主として神職が粛々と行う祭式としての湯立の神楽を知っている人には、中部地方の山間地の、湯釜を中心に異形の面をつけた鬼などを迎えて夜通し舞い明かす賑々しい祝祭の姿を想像することは難しいかもしれません。そのように、長い歴史の中でそれぞれ異なる様式を育んできた神楽のうち、どれが優れたものか、あるいはどれが貴重なものかなど、誰が判断できるでしょうか。それぞれの神楽は、その担い手や地域の人たちにとっては、他と比べることなどできない唯一無二のものであるはずです。

ではその中から「代表」を選んで一覧表に記載することにはどんな意義があるのでしょう。私見を述べさせてもらうなら、一つには、代表例を可視化することによって、その存在と多様な姿に多くの人の目を開かせることが挙げられます。神楽というものをまだほとんど知らない人や、身近にある神楽だけしか知らない人たちに対して、こんなものが存在するのだ、あなたが知っているものとは全く違う神楽もあるのだということを知ってもらうために、とくに特徴がはっきりしているものを「代表」として例示するのです。それは同時に、世界中から選ばれた多くの「代表」と同じ一覧表に記載されることで、私たちがそれまで全く知らなかった異文化の遺産に目を開くことにもつながるでしょう。またもう一つには、神楽をはじめとする無形文化遺産に関わる人びとが、それぞれの存在を認め合い、継承の困難や苦労を分かち合ったり、それを乗り越える知識や情報や技術を交換したり、自らにとっての意味や楽しさを語り合って、担い手としての経験を深めるということも挙げられます。そのような対話を通した相互理解こそが、文化の多様性の尊重を促すことになるからです。

無形文化遺産の理念によれば、一覧表に記載されるか否かに関わらず、潜在的にはあらゆる神楽はすでに無形文化遺産なのです。また一覧表に記載されたからといって、他より優れたものという価値や重要性が認められたということにもなりません。しかし全国に4000とも5000ともいわれる神楽の「代表」としてそのさまざまな様式を世界に示し、記載されていないものも含めた多くの神楽に関心を呼び寄せ、国内のみならず諸外国の無形文化遺産とも交流する、ある種の文化使節のような役割を果たすことができると考えるなら、神楽が代表一覧表に記載されることの意義は決して小さくはありません。

すでに日本でも、山・鉾・屋台行事、風流踊といったものが、複数の祭りや芸能をグループ化して無形文化遺産の代表一覧表に記載されています。とくに山・鉾・屋台行事の団体が組織する全国山・鉾・屋台保存連合会は、1979年の発足以来、祭屋台等の製作・修理技術に関する講習会や技術者研修会を開催したり、後継者養成事業を実施するなど、単なる親睦や交流にとどまらない、実践的な活動に積極的に取り組んできています。これは前に述べたユネスコが定める「グッド・プラクティス」という、別の観点での無形文化遺産保護の実現とも考えられるものです。現在進められている全国神楽継承・振興協議会の組織化も、無形文化遺産一覧表への記載を目的とするのではなく、その先にある相互理解や対話と実践の場として、積極的な活動を展開されることをぜひとも期待しています。

プロフィール
俵木　悟（ひょうき さとる）
1972年、千葉県生まれ。専門は民俗学、文化人類学。千葉大学大学院文化社会科学研究科終了。博士（学術）。2002年1月から2011年3月まで独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所に勤務。2011年4月から成城大学文芸学部で民俗学を教える。『文化財／文化遺産としての民俗芸能：無形文化遺産時代の研究と保護』（勉誠出版、2018年）ほか著書・論文多数。

遠山の霜月祭（長野県）

上村程野正八幡宮　湯立の火打

当神楽は長野県飯田市、遠山と呼ばれる南アルプス西麓の中央構造線に沿ったV字谷に点在する各集落で行う湯立神楽です。祭の起源は諸説がありますが、民俗学的には遠山谷が鶴岡八幡宮の社領であった鎌倉時代の荘園儀礼といわれ、昼間が最も短く生命力の弱まった冬至の頃に、全国の神々を湯でもてなし、太陽と生命の復活を祈る儀式と考えられています。現在は旧暦霜月にあたる12月に8集落で日を変えて大祭を行っており、一昼夜にわたり神社内の湯釜の周りで神事を行います。

神社毎細部は異なりますが、大きく分けて遠山谷北部・中部・南部の地域別に3系統があり、基本的には午後からの祭場の祓いと神名帳奉読による神迎えに始まり、湯立と舞を繰り返します。夜中に全国の神々を返したのち、集落内や神社の祭神が面となって登場するという、2部構成になっています。

神名帳は、延喜式に記された全国66国2島の官社3132座の神々を読み上げる儀式です。湯立は神仏を歌い上げ湯でもてなす霜月祭の中核となる儀式で、遠山谷北部・中部では10立前後、遠山谷南部では3立行います。舞は儀礼的な要素が強く、終盤の面舞では遠山が唯一といわれる素手で釜の熱湯を払う荒行がある一方、旧領主といわれる死霊面が静かに湯釜の周りを行道するのも特徴で、御霊信仰ともいえます。また、読経や結印などの神仏習合、神人供食、古式の火鑽など祭の古い姿をよく残しています。

南信濃八重河内八幡社　水の王の面

天龍村の霜月神楽（長野県）

向方お潔め祭り

向方お潔め祭りは、毎年正月の1月3日に天龍村の南西部の向方地区「天照大神社」で行われます。祭りは面形の無い湯立神楽で、扇・ヤチゴ・剣などを手に「花のようとめの舞」「四ツ舞」「三ツ舞」「古伝の舞」「火伏せ」などの湯ばやしの舞が舞われます。最後に宮人、村人全員が釜の周りに集まり何編も歌ぐらをとなえ湯を立て、新しい年の幸せを祈ります。天龍温泉「おきよめの湯」の名称の由来になっているお祭りです。

坂部の冬祭りは、正月の1月4日に、天龍村最南端の愛知県と接する天竜川西岸の集落・坂部地区にある「大森山諏訪神社」で夕方から18時間も続く冬祭りが行われます。日が暮れる頃、神輿の行列が境内の大松明の周りを伊勢音頭を歌いながら練り回り、やがて湯立ての釜を浄め神子（子供たち）の舞「花の舞」が始まります。明け方に赤鬼が大まさかりを持って現れ、二人の宮人が捧げ持つ松明をまさかりで切る「たいきり面」が始まり、火は舞殿いっぱいに飛び散り、この祭りの一番の見所となります。

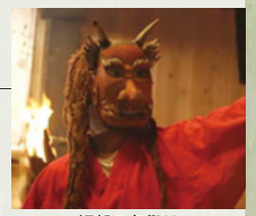
坂部の冬祭り

大河内池大神社例祭は、天龍村の南西部、標高800m程に位置する集落・大河内の池大神社において、正月の1月5日に行われるお祭りです。祭りは「お登り」の太鼓の音と共に始まり、境内の薪に火がつけられ祭式を行います。翌朝まで湯釜を浄め、湯立神楽が神楽殿を舞台に釜を囲んで行われる舞は「順（すん）の舞」に始まり「扇の三つ舞」、「剣の三つ舞」等を舞いクライマックスは「鎮めの舞」「竜王の湯」で終了します。この舞は厳しい所作の舞で、釜の周りを湯たふさを持ち釜の湯を四方に散らして終了します。この釜の湯を飲むと、「年中健康だ」と言われており、瓶に入れて持ち帰る人もいます。

大河内池大神社例祭

御頭神事（おかしらじんじ）（三重県）

七起しの舞

伊勢市を流れる宮川下流の両岸地域においては、古くから御頭神事が行われ、下流域から河口にかけての土地に数多く分布しています。その中で、高向（たかぶく）区の御頭神事は禱屋（とや）制度共々、伝統ある古制を維持し、氏子区民が一致団結して継承しています。養和年中（1181～82）の飢饉に、神童の少年が寺の神庫から御頭を持ち出し、郷内を巡って祓い清めに踊り舞ったのを起源としています。この御頭は長暦2年（1038）に本滝定行なる人が、高向東北の鯛祭田にある大柳木を彫刻して献進したものです。現在では「御頭さん」と親しみを込めて呼ばれています。

神事当日の早朝に唐櫃の封印が切られ、2体の御頭は年に一度の日の目を見ます。その後、高向大社で舞手によってスサノオノミコトの八岐大蛇（やまたのおろち）退治を表現したと伝えられる「七起こしの舞」を披露した後、邪気払いする「フクメモノ」で家々を巡ります。打祭（うちまつり）と呼ばれる夜の祭典では衣裳が白衣に替わり、松明の火の粉が降り注ぐもとで御頭を頭上高くさし上げ、左右に打ち振り巡ります。フクメモノで人々の災厄を一身に受けた御頭を太刀で峰打ちしてお祓いすると同時に、御頭は舞衣にすっぽり包まれて会所へ引き揚げ、唐櫃の上に安置されます。御頭が返還された後、大篝火（おおかがりび）を囲んで踊る「お方踊り」が行われ終了します。昭和52年（1977）5月に、国の重要無形民俗文化財に指定されました。

打祭り

備中神楽（岡山県）

秋の夜のしじまに太鼓囃子が響き渡り、満天の星空のもと斎灯（さいとう）のあかりが人々をあたたかく包み込みます。大国主命（おおくにぬしのみこと）の授ける餅や菓子の福の種を心待ちにする子ども達、松尾明神（まつのおみょうじん）の茶利に場が和めば、素戔嗚尊（すさのおのみこと）と八岐大蛇（やまたのおろち）の大立ち回りでは拍手喝采が沸き起こる――。

備中神楽は荒神神楽（こうじんかぐら）ともいわれ、備中地方の荒神信仰に由来します。集落に祀られた荒神は産土（うぶすな）の神として恵みをもたらす一方、ひとたび荒（すさ）ぶれば災害や疫病等を引き起こすとされました。そのため7年や13年、33年の式年（しきねん）に荒神の鎮魂祭を行い、荒神神楽を奉納してきました。

白蓋神事（動座加持）

この神楽は五行思想（ごぎょうしそう）における四季五節や万物の成り立ちを問答する「五行幡分（ごぎょうはたわ）け」や、神懸（かみがか）りで荒神の言葉を賜わる「託宣神事（たくせんしんじ）」など農村の生活や信仰に深く結びつく内容であり、また著名な桃太郎伝説の由来となる五十狭芹彦命（いそさせりひこのみこと）（吉備津彦命（きびつひこのみこと））と温羅（うんら）の戦いを演じる「吉備津（きびつ）」は備中神楽特有の演目です。

大蛇退治（酒造り）

江戸時代後期には備中国川上郡福地（しろち）村出身の神官西林（にしばやし）國橋（こっきょう）が古事記、日本書紀等の神話をもとに「天の岩戸開き」「国譲り」「大蛇退治」の神代神楽（じんだいかぐら）を創案します。論旨明快で演劇性が高く、神々の威徳（いとく）が目の当たりとなる神代神楽は一躍人気を博し、現在では備中神楽を代表する演目となりました。

備中神楽の根底には、荒神をはじめとする神々への畏敬（いけい）の念と安寧な暮らしへの祈りが流れており、備中地方に暮らす人々の息遣いや心の原風景を脈々と伝え続けています。

特集

島根県松江市　佐陀神能の取組み

松江市文化スポーツ部　文化振興課

佐陀神能は、島根県松江市鹿島町に鎮座する佐太神社に伝わる神事芸能です。「七座神事」「式三番」「神能」の3部構成となっており、佐太神社の「御座替神事（9月24、25日）」をはじめ、近隣の神社の例大祭などで奉納されています。現在は、神職と松江市内の有志による「佐陀神能保存会」によって伝承されています。

平成23年11月のユネスコ無形文化遺産登録を契機に、佐陀神能保存会では、佐陀神能の普及と継承を目的に様々な取組みを進めておられます。いくつかご紹介したいと思います。

まず、後継者育成の取組みとして、令和元年に文化庁の補助を受け、「子ども佐陀神能教室」を立ち上げられました。この教室は、佐陀神能の保存継承と青少年の健全育成を目的としており、佐陀神能保存会と地域が協力して運営しています。小学生から中学生までのこどもが、毎月佐陀神能の練習を行っており、舞や技の上達はもちろんですが、あいさつや礼儀作法なども学ぶなど、心身の成長に寄与しています。

次に、佐陀神能を広く知っていただく取組みとして、「佐陀神能特別公開」を毎年開催されています。平成21年から佐陀神能保存会と松江観光協会が協力してスタートしたこの事業は、普段は見ることができない佐陀神能を、佐太神社の舞殿を会場として特別に披露するもので、令和6年度は5・7・9月の3回実施されました。市内外から毎回100名近くの方にご来場いただき、佐陀神能の魅力を肌で感じていただく貴重な機会になっているのではないかと思います。

また、佐太神社での公演以外にも、国立劇場「出雲の神楽」での公演を始めとした県外での公演や、松江市内で開催されるイベントでの公演など、佐陀神能がより多くの方の目に触れていただける機会の確保に精力的に取り組んでおられます。

他の神楽団体との連携・交流にも取り組んでおられ、平成28年からユネスコ無形文化遺産登録の記念事業「神座」を3回開催しています。地域に伝わる芸能や行事の継承、地域の魅力発信を目的としており、ユネスコ登録周年記念や天皇陛下御即位記念などの節目のタイミングで、他地域の神楽団体を招待して、それぞれ特徴ある神楽を披露されています。

後継者の育成や公演活動以外にも、環境整備にも取り組んでおられます。令和元年から令和6年にかけて、佐陀神能で使用する用具の調査と復元新調を行い、さらには佐陀神能の主たる舞台である佐太神社舞殿の改修工事などを、文化庁や島根県、松江市と佐陀神能保存会が協力しながら実施しました。

佐陀神能も多くの伝統芸能と同じく、会員の減少や高齢化による後継者不足といった大きな課題に直面しております。課題の解決に向けて佐陀神能保存会だけでなく、地域の皆様や自治体が協力しながら取組みを進めることで、佐陀神能を未来へと伝えていきたいと思います。

子ども佐陀神能教室

特別公開の様子

会員の皆さまへ

全国神楽継承・振興協議会 会長　**後藤　俊彦**

厳しい冬の寒さもやわらぎ、春の訪れを感じる季節となりました。全国神楽継承・振興協議会会員の皆様には御清祥のことゝお慶び申し上げます。

さて、書面開催となった令和６年度の当協議会の議決により、引き続き会長を拝命することゝなりました。会員の皆様の一層の御力添えを賜りますようお願いするしだいであります。

近年、気候変動は激甚化の様相をみせており、災害の発生を伝えるニュースが後を絶ちません。去る８月には総会において会員の皆様が一堂に会して情報交換を行う予定であったところが、大型台風接近のために叶わず、誠に残念でございました。しかしながら、オンラインの協議などを通して、神楽を継承し、支える全国の方々が繋がっていると伺い、大変心強い思いがいたします。

世情は一層厳しさを増しておりますが、志を一つに、我が国の誇る神事芸能として神楽を保存継承し、広く世界に発信していくために当協議会は活動を続けて参ります。

会員の皆様の御健勝と、保存会のますますの御発展を心よりお祈り申し上げます。

事務局だより

（1）令和６年度総会報告

令和６年度全国神楽継承・振興協議会の総会は、令和６年８月27日（火）に実施する予定でしたが、台風10号の影響により書面開催となりました。ここに、書面での議決の結果についてお伝えします。

ご審議いただいた議案は以下のとおりです。

第１号「全国神楽継承・振興協議会　令和５年度事業について（報告）」

第２号「役員改選について」

第３号「全国神楽継承・振興協議会　令和６年度事業（案）について」

第４号「国への要望について」

これらの４つの議案につきまして、60の正会員より承認の回答が寄せられました。

第２号議案が承認されたことにより、現役員の任期を令和７年３月31日までとした上で、後藤俊彦氏に引き続き２年間、当会をまとめていただくこととなりました。

（2）全国神楽継承・振興協議会行政担当者会

令和７年２月18日（火）にオンラインで実施しました。

「日本の神楽」ユネスコ無形文化遺産登録を後押しする「神楽継承・振興知事連合」（仮称）の立ち上げや、登録に向けて重要な年となる令和７年度の要望等の活動計画の概略について事務局からの説明と質疑応答を行いました。

令和６年度 全国神楽継承・振興協議会活動報告（其ノ二）

全国神楽継承・振興協議会の令和６年度下半期の活動状況について御報告いたします。

上半期に引き続き、全国の保存団体や行政の方々の思いを結集して「日本の神楽」のユネスコ無形文化遺産登録が実現されること、そして国指定神楽をはじめとする全国津々浦々に伝わる神楽の保存・継承が着実に進められることを目指して、未加入団体への加入呼びかけを中心とする活動を行ってまいりました。７月下旬には、既報のとおり新たに同協議会に加入いただいた島根県の佐陀神能保存会様が事務局を訪問され、意見交換を行ったところです。

今後もより一層、神楽の魅力を広く発信し、各方面への要望活動を続けることで、上述の目標が達成できるよう事務局としても取り組んでまいります。

令和６年度下半期（10月～3月）の主な活動一覧

月	日	内　容	場　所	備　考
12月	24(火)・25(水)	一般社団法人伊勢大神楽講社及び自治体訪問	三重県桑名市	
２月	18(火)	全国神楽継承・振興協議会行政担当者会 (オンライン)	―	７頁参照
３月	下旬	神楽継承・振興知事連合(仮称)立ち上げ式	東京都内	会長出席(予定)
３月	下旬	会報『ＫＡＧＵＲＡ』第５号発行		本号

各地のKAGURA関連情報

岡山県高梁市の歴史美術館では「備中神楽と西林国橋」と題して５月12日まで特別展を開催中です。

神楽に関する古文献、神楽面、衣装などの各種資料により「備中神楽」の歴史をわかりやすく解説しており、平成30年豪雨により倉敷市真備町で被災した後、岡山史料ネットによりレスキュー・修復された備中神楽に関する古文献も初公開しています。

お問合せ：高梁市教育委員会社会教育課

電話：0866-21-1516

編集後記

本号では、成城大学教授の俵木悟様より玉稿を賜りました。今、私たちが目指している活動、すなわち全国にある神楽の「代表」としてのユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、神楽についてより広く関心を呼び寄せる役割を果たすこと、神楽に携わる方々の相互理解と個々の多様性尊重に繋がることが明快に述べられており、当協議会の今後についてもご提言いただいております。重要な指針となる論考です。

俵木教授をはじめ、本号に御協力いただいた皆さまに厚く御礼申し上げます。

KAGURA No.5
発行日　令和７年(2025)３月24日
発行者　全国神楽継承・振興協議会事務局(宮崎県教育庁文化財課内)　〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東１丁目９番10号　電話(0985)26-7250〈文化財担当〉
印刷　株式会社 ながと